



# 東京歯科保険医新聞

国民とわれわれ歯科  
医師が共同して保険  
診療を充実させよう

## News View

新点数説明会 ご案内=12面

▼参加予約フォーム



2024年度診療報酬改定  
主なポイント

2 3

経営・税務相談Q&A No.414

新規採用に向けての準備  
～労働条件通知書と社会保険完備について～

4

「マイナ資格確認アプリ」

4月から運用始まる

5

健康保険証存続求める声が9割  
存続を求める署名にご協力を

影響続く 能登半島地震

6

中川勝洋元会長を偲ぶ会

退き際の思考 歯科医師をやめる

古田 裕司さん-後編

7

教えて! 会長!! Vol.80

難解な2024年度診療報酬改定

8

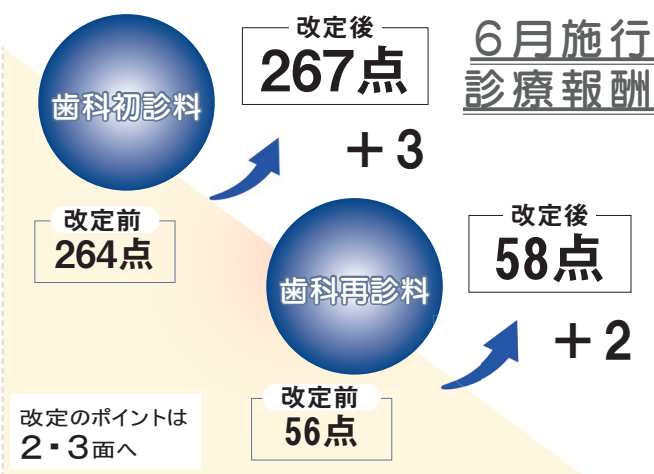
症例研究

診療情報連携共有料(情共)の算定

9



中医協「答申」を濱地雅一厚生労働副大臣(中央)に手渡す小塩隆士会長(左)。右は塩崎彰久厚生労働大臣政務官



2月14日、中央社会保険医療協議会(中医協、小塩隆士会長)一橋大経済研究所教授は、2024年度診療報酬改定に関する「答申」を行なった(左写真)。

これに対し、協会の松島良次政策委員長は談話「細かすぎて良く伝わらない診療報酬改定」を発表した。また、改定に関する主なポイントとは2・3面に掲載して

いるので、ぜひご覧いただきたい。今次改定では、標準的な科初診料が3点、歯科再診

か強診、外来環、補管、歯科訪問診療料など多くが変更

## 初・再診料が3点・2点引き上げ

### 中医協が2024年度診療報酬改定で「答申」

料が2点、それぞれ引き上げられた。「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(か強診)」の施設基準は、「口腔管理体強化加算」に名称が変更され、その要件として、①口腔機能管理の実績、②小児の心身の特性に関する研修の受講、などが追加された。

また、歯科外来診療環境体制加算(外来環)は、医療安全対策の体制整備と感染防止対策の体制整備の観点から、「歯科外来診療環境安全対策加算」と「歯科外来診療感染対策加算」の2つに再編された。

次に、クラウン・ブリッジ維持管理料(補管)は、3/4冠・4/5冠・全部金属冠・レジン前装金属冠が対象から外れた。なお、CAD/CAM冠やブリッジなどは、これまでと変更はなく、対象となる。

一方、歯科訪問診療料は、1人の患者に対して訪問診療した場合に算定する歯科訪問診療1の時間要件が撤廃され、20分未満でも1千100点を算定できるようになった。また、人数区分が細分化され、「1人のみ」「2〜3人」「4〜9人」「10〜19人」「20人以上」の5区分になった。

そのほか、歯科医師を除く、歯科衛生士、歯科技士、歯科業務補助者などの賃上げを実施する体制への評価として、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)・(II)」が新設されている。

◆新点数説明会で重要なポイントを解説へ  
今次改定は新設、変更された項目が多岐にわたる。それらについて協会は、3月26日(火)、4月25日(水)、5月20日(月)に開催する新点数説明会で解説する。ぜひ、ご参加いただきたい(詳細12面)。

## 能登半島地震

### 保団連救援募金1,300万超える

#### 引き続きご支援ください

令和6年能登半島地震  
被災会員のために  
救援募金にご協力を



全国保険医団体連合会では、令和6年能登半島地震救援募金に取り組んでいます。集まった募金は、主に被災会員のお見舞いに充てられます。

「全国保険医新聞」2月5日号に折り込まれた郵便振替用紙(手数料負担なし)か、以下の口座へのお振り込み(手数料負担あり)にてご協力をお願いいたします。

ゆうちょ  
口座間

記号番号:00160-0-140346  
加入者名:全国保険医団体連合会

他銀行間

銀行名:ゆうちょ銀行(9900)  
店名:〇一九店(019)  
種別:当座 口座番号:0140346  
口座名:ゼンコウケンゴウナリノカ

※本募金は税務上の寄付金等の控除対象とはなりませんが、保険医協会・医会の会員の皆様は「募金特別会費」として税務上の必要経費にすることができます。  
※領収書発行をご希望の方は、右記QRの保団連ホームページから申請してください。



輪島市の歯科医院、二軒隣の空き家が道にはみ出すほど崩落している(写真:石川県保険医協会提供)

能登半島地震の発生から2カ月が経過した。石川県は当初、道路などのインフラが復旧していないことから、ボランティアを控えるよう呼びかけていたが、1月27日から被災地の一般ボランティアの受け入れを開始。復興への動きが強まる中、石川県保険医協会も1月中旬以降、奥能登地域での被災会員訪問を行っている(詳細6面)。

一方、保団連(全国保険医団体連合会)が実施し、当協会も協力を呼びかけた。救済募金には、2月20日時点で1千328万2千383円が集まっている。

【御礼】救援募金への温かいご支援とご協力に厚く御礼申し上げます。ともに、深く感謝いたします。救済募金には、2月20日時点で1千328万2千383円が集まっている。

## 探針

今年度は能登半島地震のほか、羽田空港の事故、政治資金収支報告書不記載に端を発した政治の大混乱などが相次ぎ、思いがけない幕開けとなりました。犠牲になられた方々や被災された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。1日も早く日常が戻ることを願っております。▼被災地では水不足状態が長く続き、被災された方々の口腔内状態の悪化、それに伴う肺炎リスクが心配です。▼東京都は一昨年、大地震対策の対象を東京湾北部地震から被害想定がより大きい多摩東部直下型地震に変更。それに伴い、地区でも防災計画の見直しが行われています。▼避難生活の際のお口のお手入れについて、厚生労働省の公式サイトには「チューブ入りの歯みがき剤で研磨剤を含むものは吸湿作用が強く、口の中に残ると乾燥を助長するため、うがいをしにくい状況では使わないように」と記載されています。▼そのような状況下では歯ブラシの洗浄も難しいでしょうか。紙材や木材で作られた使い捨て歯ブラシはどうでしょうか。



# 2024年度診療報酬改定 主なポイント



2024年2月14日に開催された中央社会保険医療協議会(中医協)総会の「答申」を踏まえて、主なポイントを解説します。なお、3月上旬に発出される告示や通知で、各項目の具体的な取り扱いが示されるほか、改定項目がさらに増えることが想定されます。詳細は、3月26日(火)、4月25日(木)、5月20日(月)に開催される新点数説明会で解説しますので、ぜひご参加ください(参加方法等は12面参照)。

## 1 初・再診料の引き上げ

歯科初診料が264点から267点に引き上げられた。また、歯科再診料も56点から58点に引き上げられた。

	【改定前】	【改定後】
初診料	264点	267点
再診料	56点	58点

## 2 歯科外来診療環境体制加算(外来環)の再編

歯科外来診療環境体制加算が歯科外来診療医療安全対策加算と歯科外来診療感染対策加算に分けられた。

【改定前】	初診時	再診時	【改定後】	初診時	再診時
歯科外来診療環境体制加算1	23点	3点	歯科外来診療医療安全対策加算1	12点	2点
			歯科外来診療感染対策加算1	12点	2点

## 3 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(か強診)の名称変更と要件の追加

「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(か強診)」の施設基準の名称が「口腔管理機能強化加算」に変更され、口腔機能管理に関する実績と「小児の心身の特性」が研修内容に追加された。歯科訪問診療に係る要件も変更された。

## 4 クラウン・ブリッジ維持管理料の対象の見直し

4分の3冠(前歯)、5分の4冠(小臼歯)、全部金属冠(小臼歯及び大白歯)、レジン前装金属冠がクラウン・ブリッジ維持管理料(100点)の対象から外された。

【改定前】	【改定後】
3/4冠 4/5冠 FMC 前装MC	100点
	対象外

## 5 Ni-Tiロータリーファイル加算の要件緩和

3根管以上の加圧根管充填処置の際に、歯科用CTと手術用顕微鏡(要屈出)を用いた場合に限定されていたNi-Tiロータリーファイル加算(150点)が、CT撮影を用いた場合であれば算定できるように緩和された。

## 6 歯科訪問診療1の時間要件の撤廃、歯科訪問診療料の区分の細分化

歯科訪問診療1の20分以上・20未満の時間要件が撤廃された。また、同一建物で2人以上診療した場合の人数区分が細分化された。

【改定前】	人数	20分以上	20分未満	【改定後】	人数	20分以上	20分未満
歯科訪問診療1	1人のみ	1,100点	880点	歯科訪問診療1	1人のみ	1,100点	
歯科訪問診療2	2~9人	361点	253点	歯科訪問診療2	2~3人	410点	287点
				歯科訪問診療3	4~9人	310点	217点
				歯科訪問診療4	10人以上	160点	96点
歯科訪問診療3	10人以上	185点	111点	歯科訪問診療5	20人以上	95点	57点

## 7 診療情報連携共有料の適応拡大

診療情報連携共有料が、これまで医科の保険医療機関に対して検査結果や投薬内容等の診療情報を照会した場合に限定されていたが、保険薬局に対して服用薬の情報等の提供を求めた場合(診療情報等連携共有料1)と医科の保険医療機関からの照会に応じ、診療情報を文書で返書した場合にも算定が認められるようになった(診療情報等連携共有料2)。

【改定前】		【改定後】	
診療情報連携共有料	120点	診療情報等連携共有料1	120点
		診療情報等連携共有料2	120点

## 8 歯科衛生実地指導料(実地指)の口腔機能に係る指導に新たな評価

実地指について、これまでの算定要件に加え、口腔機能の発達不全を有する患者または口腔機能の低下を来している患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能に係る指導を行った場合に口腔機能指導加算(10点)を算定できるようになった。

【改定前】	【改定後】
実地指 80点 100点	実地指 80点 100点
	+ 口腔機能指導加算 10点

## 9 歯科技工士連携加算の新設

対面または情報通信機器を用いて、歯科技工士と連携した場合、印象採得、咬合採得、仮床試適に製作物ごとに歯科技工士連携加算1(50点)、または2(70点)を算定できるようになった。

【改定前】	【改定後】
imp BT TF	imp BT TF
	+ 歯科技工士連携加算1 50点
	+ 歯科技工士連携加算2 70点

※製作物ごとに算定可  
※imp、BT、TFのいずれかで算定  
※1と2の同時算定不可

## 10 光学印象法の保険導入

CAD/CAMインレーの製作にデジタル印象採得装置を用いて、印象採得および咬合採得を行った場合に光学印象(100点)が算定できるようになった。

## 11 雇用情勢を踏まえた賃上げを実施する体制に新たな評価

医師・歯科医師を除く、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者などの賃上げを実施する体制に対して、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)および歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)が新設された。歯科医療に従事する職員の賃金待遇の改善体制について地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が対象になる。



### 談話

細かすぎて良く伝わらない 診療報酬改定

従事者の処遇改善を初・再診時に算定するベースアップ評価料は、たった1・2%の賃金アップを図るためのもので、医療従事者の人材確保に繋がるとは思えない。また、医療DX推進のために、ばらまかれる加算点数に財源を使われることにも違和感を覚える。

歯科外来診療環境体制加算(外来環)は、医療安全対策と感染対策に分けられた。初診料の注1との棲み分けに注目していきたい。周術期の口腔管理を推進するために対象患者が追加され、回復期の口腔機能管理料も新設された。しかし算定できず、歯科疾患管理料等と併算できないという致命的な要件も改善されておらず、算定率は伸び悩むどころか。

在宅歯科診療に関しては、屋上への評価を推進する傾向は変わらず、施設への評価は薄利傾向に拍車がかかった。訪問診療の質を上げる議論をするべきではないだろう。

それでも、当協会が要求してきた歯科医師による歯科訪問診療1の20分要件が廃止されたほか、歯科保険医療機関への返書に対して

多くの歯科医療機関の収入の中心は保険診療であるが、保険診療は算定ルールが定められているため、個人の努力では打開策や診療体制の充実も図れない。2040年には85歳以上の高齢者が1,000万人を超える。在宅医療のニーズが大幅に上昇すると言われている。その一方を医療を担う医師・歯科医師不足の問題も指摘されている。にも関わらず、改定財源が不足分であり、医療の担い手不足の解消などには繋がらない。医療崩壊の危機打開には、抜本的な改定財源の見直しによる診療報酬の大幅な引き上げ、そして物価高騰で苦しい生活を強いられる患者の窓口負担の軽減措置を同時に実施していくことが必要だ。国民に必要な診療報酬改定の評価を切望する。

2024年2月27日  
東京歯科保険医協会  
政策委員長 松島良次



**経営・税務相談Q&A**  
No.414

**新規採用に向けての準備**  
～労働条件通知書と社会保険完備について～

**〈労働条件の明示事項〉**

**Q1** スタッフを新規採用する際には、労働条件を明示しなければならないと聞いた。どのような内容を明示したら良いのか、また明示の方法を知りたい。

**A1** スタッフを雇用する際には、労働基準法第15条に基づき「労働条件通知書」を必ず書面で交付する必要があります。所定の様式はありませんが、右記表①～⑤については書面での明示が必須となっています。また、パート職員に対しては併せて⑥～⑨の明示が必要です。

この労働条件の明示義務に違反した場合、30万円以下の罰金が科せられる可能性がある(同法第120条)ほか、医院が明示した労働条件と実際の労働条件が大きく乖離していた場合、スタッフは労働契約を即時解除することが可能(同法第15条)となります。無用なトラブルを避けるためにも、労働条件通知書は必ず交付するようにしてください。

なお、「労働条件通知書」のひな型は、保団連発行の書籍「医院経営と雇用管理」の173ページ以降に掲載しています。本書は、会員の先生に1冊無料で配布していますので、ご希望の方は、協会経営管理部まで、直接ご連絡ください。

**Q2** スタッフの新規採用にあたり、「社会保険完備」でなければ、募集が不利になると聞いた。社会保険完備について知りたい。

**A2** 求人における「社会保険完備＝社保完備」とは、労働者の保護と雇用の安定を目的とした①労働保険(労災保険・雇用保険)と、病気やケガ、老齢や死亡に備えることを目的とした②社会保険(健康保険・厚生年金)をそれぞれ完備していることをいいます。法人、または常勤5人以上の事業所は①②ともに加入義務があります。常勤5人未満の事業所では①のみ加入義務がありますが、いくつかの条件を満たし「任意適用事業所」となることで②にも加入できます。

社保完備であれば、医院にとっては経費負担が大きくなりますが、労働者にとっては、保険料が医院とスタッフで折半される、将来の年金が増えるなど、手厚い保証が担保されることとなり、「安心して働くことができる医院」という印象につながります。

社保完備の職場で働くことはスタッフ側にメリットが多く、昨今は歯科衛生士専門学校などでも、社保完備の歯科医院に就職するよう指導することもあるため、社保完備であるか否かが就職先の判断基準、大事なファクターとなる場合もあります。「社保完備」に向けた詳しい手続きや条件については次号で解説します。

記載事項	備考
①労働契約の期間	特に有期契約を結ぶ場合は、具体的な日付、更新の有無、満了時の対応を明示する。
②就業の場所や従事する内容	自院以外での勤務や、雑務等が発生することを想定の上多少のゆとりを持たせて明示する。
③労働時間に関する事項	始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩・休日・休暇等を明示する。
④賃金に関する事項	賃金の計算、支払方法、締切日や支払日を明示する。賞与や退職金の定めがある場合は、併せて明示する。
⑤退職に関する事項	定年制の有無、退職手続き、解雇の事由等について明示する。
⑥昇給の有無 ⑦退職手当の有無 ⑧賞与の有無 ⑨雇用管理等に関する相談窓口	パート職員については、上記①～⑤と併せて明示する。

☆なお、本年4月1日から、労働条件明示事項が追加されます。具体的には、「就業場所・業務の変更の範囲」など4項目です。詳細は厚生労働省がPRしている右QRをご覧ください。



労働条件明示事項変更点

**書籍**

**「保険医の経営と税務 2024年版」**

確定申告はもちろん、日々悩みがちな会計の処理にも役立つ！  
2024年度の最新の税務対応版を発行！  
**会員は1冊無料！** (申込制)

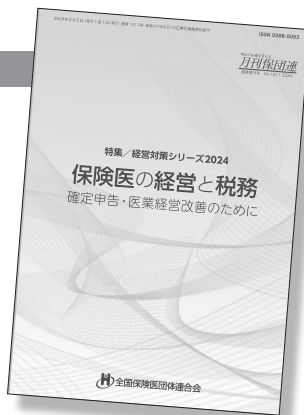


◆◆◆ **ご案内** ◆◆◆

日常に役立つ「医業所得の計算」「措置法」など、最新の税務情報にアップデートして解説しています。さらに、「インボイス制度・電子取引保存義務化の対応」や、コロナ関連の助成金なども盛り込まれていますので、ぜひ一読ください。

書籍をご希望の方は、右下のQRコードを読み込み、必要事項とアンケートをご入力の上、お申し込みください。

※お申込みいただいた会員には1冊無料でお送りします。  
2冊目以降は有料(1冊1,500円)での販売となります。  
※書籍は、お申し込み後発送まで1週間程度お時間をいただいておりますので、予めご了承ください。



申し込みフォーム

**院内感染防止対策講習会**



歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準に対応した「院内感染防止対策講習会」をWebで開催します。

参加希望の場合はデンタルブックに登録の上、マイページからご予約ください。決済方法は予約後、メールにてご案内いたします。なお、今講習会はZoomウェビナーでの視聴後に確認テストを行い、合格した方のみ修了証をメールにてお送りする予定です。

**日時** 2023年度第12回：3月27日(水) 午後1時～2時  
2024年度第1回：4月17日(水) 午後1時～2時  
**講師** 濱崎 啓吾 氏 (院内感染防止対策委員会 委員長)  
**会場** Web開催 (Zoomウェビナーを使用します)  
**定員** 500名  
**対象** 会員  
**参加費** 1,000円  
**予約** 右のQRからお申し込みください。デンタルブックの登録が必要です。  
**担当** 経営管理部



デンタルブック登録・ログインページ

トラブル対策は早めの対応がポイント

**無料相談**

**法律相談、経営&税務相談**

協会の顧問弁護士と顧問税理士が回答いたします。  
(相続、賃借契約のトラブル、記帳や仕分け方法など何でもご相談ください)

**日時**：3月21日(木) 午後2時～5時  
**定員**：6名(各3名。相談時間は1人1時間以内)  
**場所**：東京歯科保険医協会 会議室  
**要予約**：03-3205-2999 (担当：経営管理部)  
※予約は、受付順とさせていただきます。

歯科医師のための

**医師賠償責任保険**

(株) 三井住友海上 東京海上日動

万が一の医療上のトラブルに備えて

歯科診療所におすすめ

**事業活動総合保険 ビジネスキーパー**

(株) 三井住友海上

大切な医療機械等を破損リスクから守る

歯科医師のための

**第2休業保障 所得補償保険**

(株) 三井住友海上

万が一の休業休診に備えて収入を補償します

株式会社 **アサカワ 保険事務所**

〒141-0031 品川区西五反田 1-28-3

TEL 03(3490)1751

FAX 03(3490)1780

E-mail : info@asakawahoken.co.jp  
http://www.dairitenhp.com/asakawahoken/



# オン資猶予届提出医療機関および紙レセで請求している医療機関向け情報①

## オン資義務化対象外医療機関向け「マイナ資格確認アプリ」4月から運用始まる

医療機関等向け総合ポータルサイト



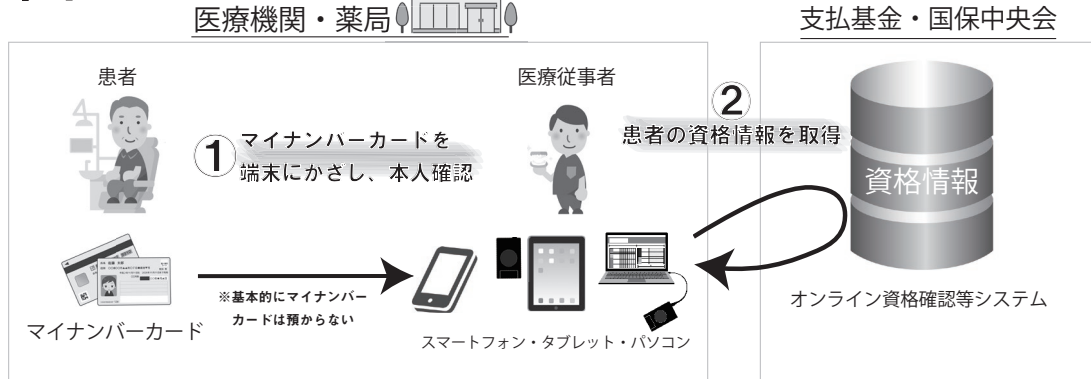
### オンライン資格確認 (資格確認限定型) の手順と仕組み

#### 手順

1. ポータルサイトにログイン (※1) して、利用申請を行う
2. 利用する端末 (スマホ・PC・タブレット) (※2) に「マイナ資格確認アプリ」をダウンロードする
3. 「マイナ資格確認アプリ」を起動して、設定を行う
4. 「マイナ資格確認アプリ」からマイナカードを読み取ると資格情報を取得できるようになる

※1 ログインに必要な仮メールアドレス・パスワードが2022年8月10日(水)から青い封筒で支払基金より郵送されている。紛失してしまった場合等はオンライン資格確認等コールセンター(0800-080-4583)にて確認が必要。  
 ※2 利用する端末については4. 1万円を上限に補助金が出るため、モバイル端末を購入した際の領収書などは保管しておく必要がある。補助金の申請方法については今後ポータルサイトに公開予定。

#### 仕組み



オンライン資格確認システムの義務化対象外医療機関(紙レセプト請求等)向けモバイル端末などを用いたオンライン資格確認(資格確認限定型)の運用が4月から始まる。光回線が引けないなどの理由により、オン資義務化の猶予届を提出している医療機関も対象となる。資格確認は、カードの読み取り機能がついているスマートフォン(Android/iOS)やタブレット、PCにマイナ資格確認アプリをダウンロードし、資格確認を行う。カードの読み取り機能がないタブレットやPCを利用する場合は、別途、汎用カードリーダーが必要となる。利用方法としては、医療機関等向け総合ポータルサイトにログイン後、利用申請を行い、端末にダウンロードしたマイナ資格確認アプリを起動し、設定する。端末からマイナンバーカードを読み取ることで、資格が確認できるようになる。また、義務化対象外医療機関がモバイル端末を購入した場合、4万1千円を上限に購入費用の4分の3の補助金が交付されることになっている。

なお、義務化対象外医療機関については、オンライン資格確認(資格確認限定型)についても導入は義務ではない。現行の健康保険証は本年12月に廃止されるが、既に発行されている保険証は最長1年は使用できる。今後は、廃止に備えた検討も行う必要がある。協会は、現行の健康保険証廃止については反対の立場である。現行の健康保険証を残すための署名に取り組んでいるため、ぜひ協力していただきたい。不明な点などがあれば、協会に相談を希望してほしい。

## 健康保険証存続求める声が9割

### 存続を求める署名に「協力」を

総点検開始後も約6割がトラブルを経験

保団連が昨年末から今年1月にかけて実施した「23年10月以降のマイナ保険証トラブル調査」の結果が、1月31日付で取りまとめられた。

調査は、当協会を含む38都道府県の41協会・医会が実施され、合計で8千672件の回答が寄せられた。「不安払拭の措置を取ったので健康保険証を廃止する」として、政府は今年12月2日に健康保険証を廃止することを決めているが、調査結果ではトラブルが「あった」と回答した医療機関が約6割あり、総点検開始後もトラブルが続いていることが明らかになった(図1)。

「●」の表示ほか誤った紐づけもトラブルの内容を見ると、「名前や住所が●で表記される」(67・3%)と「資格情報の無効がある」(49・2%)。また、23年7月に紐づけミス点検が終了されたにもかかわらず、「他人の情報に紐づけ」(2・0%)や「間違った医療情報に紐づけられた」(1・9%)という回答も見られた(図2)。

森元理事が国会議員に緊急要請

健康保険証の廃止については、「保険証は残すべき」(79・4%)との回答が最も多く、「延期すべき」(13・5%)を含めると9割強が中止や延期を希望している(図3)。

この声を受け、2月15日に当協会の森元主税理事が国会議員へ緊急要請を実施。アンケート結果を説明した上で「総点検後もトラブルはなくなっていない。このまま健康保険証を廃止すれば、現場で相当な混乱が生じかねない」と訴え、健康保険証の存続を強く求めた。議員からは、「ここまでトラブルが多いとは知らなかった。このまま廃止して良いのか、疑問に思う」「国民だけではなく、公務員でもマイナ保険証の利用率が低い。健康保険証の廃止で利用率が上がれば、混乱がさらに加速しかねない」など、要望に賛同する意見が多かった。また、協会に寄せられた健康保険証の存続を求める請願署名は、青木愛参議院議員に提出した。

署名にご協力を「要点と解説」に同封してお届け

トラブルが終息しないにも関わらず、健康保険証を廃止するわけにはいきません。協会は、健康保険証を存続させるため、「現行の健康保険証を残してください」の署名に取り組み、6月まで開かれる通常国会へ提出することになりました(図4)。会員には、3月25日(月)頃にお届けする「2024年改定の要点と解説」に同封して署名用紙を送ります。1筆でも結

構ですので、ぜひ5月31日(金)までに「返送」をお願いします。

また、さらに署名にご協力をいただける方には、無料で署名用紙をお送りしますので、注文フォームからお申し込みください。

さらに、話題は歯科技士問題にも広がり、協会が行った歯科技士所へのアンケートを基に歯科技士の処遇改善についても理解を求めた。

要請を行ったのは、以下の各氏(順不同、敬称略)。※は秘書対応。

【衆議院】※長妻昭(立憲)、※山岸一生(立憲)、※吉田はるみ(立憲)、※笠井亮(共産)

【参議院】青木愛(立憲)、※川田龍平(立憲)、※田村智子(共産)、※山添拓(共産)



署名を渡す森元理事(左)と青木愛参議院議員(右)

図1:マイナ保険証のトラブルの有無(2023年10月1日以降)

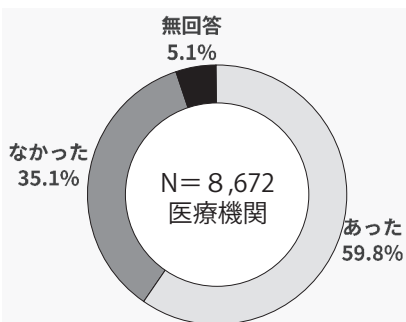


図3:健康保険証の廃止に対する意見

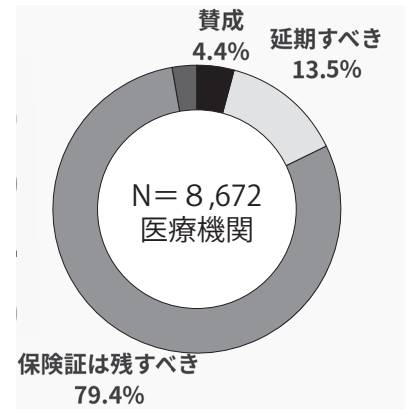


図4 署名用紙

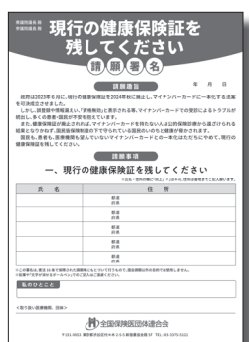
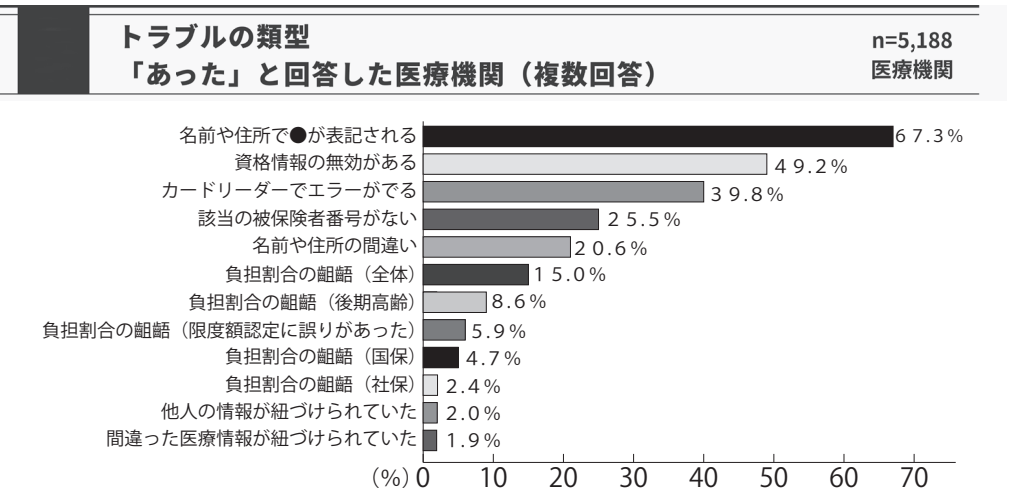


図2:マイナ保険証のトラブルの種類



#### ▼注文フォームはコチラ





# 影響続く 能登半島地震

## 歯科は断水で治療縮小

### 石川協会が被災会員訪問



幹線道路から一本入った脇道の復旧はまだ追いついていない



軒が崩れ落ち、家具が散乱している(会員の別宅・穴水町)

【1面続報】石川県保険医協会によると1月中旬以降、輪島市、能登市、穴水町への訪問で会うことができた3人の歯科会員は、

いずれも治療内容を縮小して診療を行っているという。詰め物や入れ歯の調整ができないなど、断水の影響が大きく、治療が限定される状況が続いているようだ。そのほか、医科会員からはスタッフが不足しているため人手が不足していることや、患者さんが戻ってくるのかという不安の声が上がっているとのこと。石川協会は被災した医療機関向けの「経営支援ガイド」の作成や、行政への要望を通じ、被災会員のサポートを継続して取り組んでいる。

▼石川協会に支援金送る  
当協会は2月8日に行われた第20回理事会で、現地の被災状況を確認。断水が続くなど厳しい状況に置かれていることなどを踏ま

え、石川協会に支援金として50万円を送付することを決め、同14日に送金した。訪問等の支援を検討している。一方、保団連では今後、

## 中川勝洋元会長を 偲ぶ会

### 全国から参列者約100名が出席

### 「これからも教えを守っていききたい」

1月28日、協会主催による中川勝洋東京歯科保険医協会元会長を「偲ぶ会」が、千代田区の都市センターホテルで開かれ、ご遺族のほか全国から故人とゆかりのある方々約100名が参列し、献花などが行われた。土居元良理事の発声による献杯



## 東京反核医師の会 総会・記念講演



「東友会」代表理事の家島昌志氏

2月3日、第36回東京反核医師の会総会・記念講演が東京歯科保険医協会セミナールームで開催された。当会からは矢野正明理事が代表委員としてWEB参加し、橋本健一理事が個人会

員として会場に足を運んだ。冒頭、都内の被爆者団体「東友会」の代表理事である家島昌志氏が挨拶し、「日本は日米関係を重視するあまり、未だに核兵器禁止条約への批准国になっていない」と指摘。戦争被爆国である日本が核兵器廃絶に向けて進んでいくべきと、改めて強く訴えた。続く総会では、2023年の活動報告・決算、24年活動計画・予算案が報告され、すべて承認されて閉会した。

その後、「核政策を知りたい広島若者有権者の会」(通称、「カクワカ広島」)の共同代表の高橋悠太氏、東京メンバーの高垣慶太氏、市民団体「核のち晴れ」の代表を兼務する玉木友貴氏が「新しい当たり前を作ろう」と核兵器の向き合い方と題して記念講演を行った。その中で、「なぜ日本は核兵器禁止条約に入らないのか」との疑問点を巡り、19年3月から広島選出または関連のある国会議員との面会から得た内容などを、今後の進むべき方向性を若者の視点から示した。最後に3つのグループに分かれてディスカッションを行い、反核活動を広げるために団体、個人として何ができるかを発表した。

中川先生から会長を引き継いだ松島良次前会長は、「中川先生に出会って人生が大きく変化した」とし、さらに「自費治療に傾倒しかけた自分に対し」お金がない人は良い歯科治療を受ける資格がないのかとおっしゃっていた。これからの教えを守っていききたいと語った。

住江憲勇全国保険医団体連合会名誉会長は、「中川先生は東京の歯科の立場で、全国に向けて様々な意見を発していただいた。時には保団連と意見が違ってもあったが、常に社会保



# 2024年度6月施行 診療報酬改定 特設ページ

診療報酬改定に関する情報を随時公開中。  
3月26日(火)、4月25日(木)、5月20日(月)開催の  
新点数説明会もご案内中(本誌12面)。  
ぜひ以下のQRからご覧ください。



大切なご家族とご自身のために  
**グループ生命保険**  
～先生方てつくる未来の備え～

グループ生命保険(団体定期保険)は会員の相互扶助による協会独自の共済制度です!

引受保険会社(事務幹事保険会社)

**太陽生命保険株式会社** 公法人部

〒103-0027  
東京都中央区日本橋2-11-2 Tel. 03-3272-6042

太陽生命 かけつけ隊サービスのイメージキャラクター「いかなキャット」



退き際の思考

歯科医師をやめる

古田裕司さん(元協会会員) ー後編



マラソン大会のメダルコレクションの数々と一緒に

資金面が一番大切「保険医年金に支えられている」  
税制学び「年金使用計画」も作成

歯科医師としての「引退」に着目した本企画。すでに歯科医療の第一線を退いた先生や、引退を考えている先生にお話を伺い、引退を決意した理由や、医院承継の苦勞、現在の生活などを深掘りする。今回は古田裕司さん(63歳)の後編。最も大切であるという引退後の資金面について教えてもらった。

ー閉院する際に、その後のことについてはどのように考えていましたか。

閉院後の資金面が一番大切だと思いい、40歳を過ぎたあたりから具体的に考えていました。開業した時から国民年金に加入し、それと同じ頃に歯科医師国民年金基金ができたので加入しました。それから小規模企業共済にも入っています。そして、一番役に立っているのが保険医協会の「保険医年金」です。最初は少ない口数から始めて、最終的には満口加入しています。公的年金の受取は65歳からなので、それまでは保険医年金と、解約した小規模企業共済に支えられています。

ー開業当初から将来的な資産へのイメージがあったのですか。

そうですね。開業と同時に、口数が少ないながらも共済制度を利用していました。だんだんと増えつつあった形です。それから年金関連の支出について、「〇〇生命に△万円」のように、どこにいくら支払うかを表にまとめています。年金の受け取りについても同様で、「年金使用計画」を作成し、現在からの約20年間を「活期」、その後10年を「余生期」として、自分が90歳になるまでの所得が一目でわかるようにしています。こうして計算すると、どんなペースでお金を使えばよいかかわかります。営業に来る生保会社職員もこの表を興味津々で見ているくらいですね。

profile

1960年、埼玉県本庄市生まれ。1985年、日本大学歯学部卒業。勤務医を経て1989年に練馬区向山の自宅にて古田歯科医院開設、同時に東京歯科保険医協会に入会。2020年、還暦を迎える年に体調不良で閉院。以後、開設時から加入した保険医年金等で年金生活を送る。

早く辞めて

「良かったこと」

ーでは、これまでの人生をどのように振り返りますか。

振り返ると30年間、うまく仕事ができなかったなと思います。患者さんもたくさん来ましたが、目や腕の衰えを考えた60歳で辞めてよかったのではないかと思います。第一の人生が30歳まで、第二の人生は60歳までです。昔は第三の人生と

生は60歳までです。昔は第三の人生と考えると、老後のイメージだったと思いますが、今は第三の人生として、20年間は楽しめるんじゃないかと思っています。老後じゃない、第三の人生を考えるとイケないと思っ

ー古田先生にとって第三の人生とは。

マラソンやツーリング、それからいろいろなところに旅行に行きたいと思っています。バイクはがを仕事ができなくなると困るので、一旦、離れていきたいと思います。子どもが一人前になったので、またバイクに乗り始めました。マラソンは40代から始め、今も続けています。

ー現在の生活はいかがですか。

とても充実していますね。自分としては70歳で引退すると、できることが少ないのではないかと思っています。パラグライダー、スキューバダイビングなどいろいろなことに挑戦しようと思っていますが、中にはライセンス取得に年齢制限があるので、そうした意味では早く引退して良かったと思います。昔、やりたくてもできなかったことや、70歳を過ぎてからではできない

ー引退や閉院を考えている、現役の歯科医師の先生にメッセージを。

現役時代から、引退後の資金面の計画を立てることが重要だと思っ

す。そのためには、リタイア時期をある程度決めなければいけません。また、僕は税理士に頼らず、税制について自分で研究しながら知識を蓄えました。租税特別措置法第26条(特措法26条)について学ぶことで、確定申告を行う際にも便利でした。ただ、僕のように60歳くらいで辞めるのがすべ

ー本日はありがとうございました。

編集後記

30年あまり、日々変わりゆく歯科医療界で奔走した古田先生。退き際の近づく、計画を立てながら自らの現在地を測る緻密さが印象的だった。趣味に興じる現在、3月3日の東京マラソンにも出場予定だそう。曰く、「普段歩けない銀座4丁目の交差点で立ち止まって見る風景は壮観」とのこと。話に花が咲き、予定より長引いたインタビュー。「天気が良いので今日もこれから走ります」。妨げにならぬよう、足早に医院をあとにした。

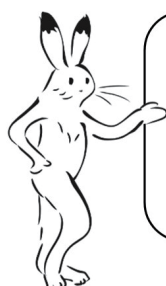


「みなさんのためになれば」90歳までの支出入の見通しが細やかに記された「年金使用計画」を見せてくれた

春の共済募集キャンペーン

3月1日からスタート!(休業保障・保険医年金は4月1日から)

新点数説明会では共済ブースを設置!



共済って何?お得になるの? 今入っている保険とどう違うの? そんな疑問に新点数説明会の会場で保険のプロがお答えします! 是非共済ブースにお越しください!!

- き ゆう(休)業保障で生活安心!
- て (手)頃な掛金!グループ生命保険!
- ね ん(年)金積立で将来安心!



お申込み・資料請求は 右記QRコードより







2024年度診療報酬改定をどう評価しますか。

# 難解な2024年度診療報酬改定 ぜひ「新点数説明会」にご参加を

別件となりますが、会員の先生方におかれましては、日常の歯科医療のほかに政府、厚生労働省、東京都などからのさまざまな案件への対応に苦慮されているのではないのでしょうか。私事ですが、並べてみると、①日常でのオンライン資格確認への対応、ならびに在宅診療時のためにモバイル端末での対応をどうするか(本紙5面参照)、②CDでのレポート請求から9月末期限のオンライン請求にいつ切り替えるか、それとも猶予届出を出すか、③東京都による医療機関への物価高騰緊急対策支援金への対応、④生活保護法指定医療機関一般指導への対応、⑤厚生省の医療機関等情報支援システムGIMSへの対応、などがあります。日々患者さんのために「ちゃんと」歯科医療に注力したいだけなのに、これらへの対応に時間・心身ともに拘束されていきます(もし、このほかにお困りなことが、疑問に思うことなどがありましたら、協会にご連絡、お問い合わせください)。

定の内容を会員の先生方に分かりやすくお伝えするために、まず私をはじめ役員と事務局で理解を深めています。繰り返しになりますが、今次改定は複雑で難解だからです。本紙3面に改定の評価に関する政策委員長「談話」を掲載していますので、ぜひご参照ください。今次改定に向けて、当協会会員からの「声」を厚労省に届けた結果、初・再診療の引き上げ、外来環境の分離、口腔機能管理の小機能・口腔機能の指導の評価、麻酔薬剤の適用拡大、CAD/CAM冠の適用拡大、歯科技工士の処遇改善につながる新たな評価、NiTiロータリーファイル加算の要件緩和、歯科訪問診療1の20分要件廃止など、多くの要望が反映されました。しかし、残念ながらすべての項目で十分な評価、緩和が実現したわけではありません。さらに、スタッフに対する政府の賃上げ要求に際するためのベラスアップ評価料への対応を余儀なくされます。

くの疑問が解決されるでしょう。また、実際に今次改定内容に基づく請求がスタートするのは6月ですからある程度の理解は進むでしょう。しかし、今次改定には施設基準の届出や研修の受講が必要な項目などが複数あります。したがって、6月まで何のアクションも起こさないでいると対応が困難になる可能性があります。そのため、現時点でのご自身の診療所の状況を把握する必要があります。一例を挙げると、スタッフの雇用状況・給与・直近で昇給した年月日の把握、施設基準の届出状況、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所であるか否か、口腔機能管理の小機能あるいは口腔機能の算定状況および指導方法の実際と検査機器の所有状況、在宅診療を行っているか否かなど、今次改定は何も対応しないでいると自院にとってマイナス改定になってしまいますので、必要な対策を講じる必要があります。

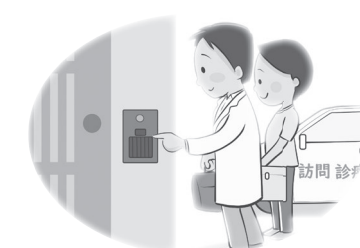
「教えて! 会長!!」過去の連載はこちら

「教えて! 会長!!」過去の連載はこちら

「教えて! 会長!!」過去の連載はこちら

本原稿を執筆している2月末時点では、詳細が不明な点が数多くあります。4月改定ですので3月中に多

いま、何をすべきでしょうか。



## ～先生の一歩につなぐ～ 私の歯科訪問診療

第7回  
地域医療部担当理事 松島 良次

「歯科訪問診療をはじめようと思っているが、具体的なイメージがつかめない」「歯科訪問診療をしている先生はどのように行っているのだろうか?」先生方は、訪問診療でお悩みではないですか? 地域医療部担当役員や部員、会員の先生らが印象に残った訪問診療の経験や患者との診療のエピソードをコラムにして紹介します。他の先生がどのように訪問診療をしているのか。実際の訪問診療のイメージをつかみ、日々の診療に活かしていただければ幸いです。

### 『噛める=食べられる』ではないことを 死をもって教えてくれた患者さん

20年ほど当院に通われていた患者さんが、通院困難となり、歯科訪問診療の依頼を受けました。自宅へ伺ったところ、ちょうど食事の時間だったので、その様子を観察していました。お肉を噛んでいましたが、なかなか飲み込もうとせず、そのうちに口から出してしまいました。「なぜ、飲み込まなかったのか」と患者さんの奥様に尋ねると、「食べ物を飲み込むとすぐくもせてしまうので、主治医の先生から止められている」とのことでした。それでも、噛む感触は味わわせてあげたいので、噛んで吐き出す食事を続けていたそうです。私は、外来で「ちゃんと噛めていますか?」とよく問診していましたが、噛めていても、食べられない人がいることに、初めて気が付きました。歯科訪問診療をしていなければ、一生気がつかなかったかもしれません。

この患者さんの嚥下訓練は、言語聴覚士の方々が行っていました。「最期まで口から食べさせたい」なんて歯医者者の妄想でしかないと思い知らされました。外来では、歯や歯肉、咬合関係は診ているけれど、肝心の嚥下は患者さんの主観に任せていました。この患者さんは、最期は胃ろうとなり亡くなってしまったのですが「嚥下を診ない歯医者には歯科医師にあらず」と言われたような気がしました。歯科訪問診療に行くと、患者さんの本当の生活がわかります。はじめから嚥下を診るのは難しいですが、その気持ちが大切だと思っています。まずは食事風景を観察するところから始めましょう。寒暑風雨でも、この坂道を登って通院してくれた患者さんの思いを足腰で感じて、今度は代わりに我々が、感謝の意を込めて居宅まで足を運びましょう。

### 春休みはリソルの森へ! 星空グランピング優待プラン

ひと足早い房総の春をご家族で満喫しませんか!!

リソルの森は、千葉県房総台地に展開する森のスパリゾート。100万坪にも及ぶ広大な敷地には、グランピングや天然温泉をはじめ、森のアクティビティ、ゴルフ、乗馬、リゾートプールなどをご用意しています。この度、会員の先生に優待プランをご用意いたしました。QRから専用ページにアクセスし、ご予約ください。  
※先着順のためご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

## 現場で役に立つ“本作り” を目指しています。

<b>受付事務と医療保険制度</b> (練習問題付) 練習問題で学習し、保険証の取り扱いをスムーズに B5判 2,200円(税込)	<b>カルテの手引き</b> 2022年4月改正に対応。保険点数のルールブック A5判 2,200円(税込)	<b>歯科アシスタントMY BOOK</b> 新人スタッフの教育にスタッフの再教育に A5判 1,650円(税込)
---	--	---

お求めは **アイデンタルサービス** 〒108-0073 東京都港区三田 3-4-6-801 ☎03-3798-1778 FAX03-3798-8505

JR外房線「菅田駅」より無料送迎バスもごさいます!!

専用ページへ



# ●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

## 診療情報連携共有料（情共）の算定

2024年度診療報酬改定では、医科との連携が重要視され、中医協でも議論された。診療情報連携共有料（情共）は歯科診療を行う際に慢性疾患を有する患者または全身管理が必要な患者に対して、医科の保険医療機関と歯科の保険医療機関の間での診療情報共有を図るものである。今回は歯科治療時医療管理料（医管）、総合医療管理加算（総医）も併せて、高血圧症と糖尿病を有する患者の抜歯の算定について解説する。

患者：65歳・男性

主訴：右上の歯肉が腫れた

所見：4|FMC 頬側歯肉に瘻孔を認める

傷病名：4|P e r 歯根破折

施設基準：歯初診 明細 医管

月日	部位	療法・処置	点数
3/1		初診	264
		高血圧症、糖尿病で〇〇内科クリニックに通院中。	/
		お薬手帳にて高血圧症に対して降圧剤、糖尿病に対して	/
		血糖降下薬を服用していることを確認。	/
	4	X-R a y (D) 1 F	58
		近遠心に歯根破折を認める。歯槽骨の吸収を認める。	/
		予後不良で抜歯の適応と診断。	/
		S P (H <sub>2</sub> O <sub>2</sub> )	/
		情共 注①	120
		〇〇内科クリニックへ血糖コントロールと血圧コントロー	/
		ルについて文書にて照会。	/
3/11		再診 明細	56+1
		本身体調良好。	/
		歯管 文	80+10
		歯根破折のため予後不良で抜歯を行い、経過が良好であ	/
		れば補綴処置を行っていくことを説明し、同意を得た。	/
		総医 注②	+50
		〇〇内科クリニックより文書にて返答あり。糖尿病に対	/
		して70mg/錠5mg/日投与で血糖コントロールできている	/
		とのこと（HbA1c：6.4%）。高血圧症に対してテイバン	/
		錠40mg/日投与で血圧は安定しているとのこと。	/
		医管 注③	45
		術前 血圧137/85mmHg、脈拍70/分、S p O <sub>2</sub> 98%	/
	4	浸麻 O A+歯科用キシロカインCt1.8ml	10
		術中 血圧139/86mmHg、脈拍74/分、S p O <sub>2</sub> 98%	/
		抜歯	270
		1 針縫合、止血を確認。	/
		術後 血圧132/82mmHg、脈拍70/分、S p O <sub>2</sub> 98%	/
		処方箋 一般名処方加算 1 注④	68+7
		内 【般】アモキシシリンパ <sup>®</sup> セル250mg 1回 1 C 1日3回2日分	/
		屯 【般】ロキソ <sup>®</sup> Na錠60mg 1回 1 T 3回分	/
3/12		再診 明細	56+1
	4	S P (H <sub>2</sub> O <sub>2</sub> )	/
		自発痛 (-), 腫脹 (±), 出血 (-)	/
3/19		再診 明細	56+1
	4	S P (H <sub>2</sub> O <sub>2</sub> )	/
		自発痛 (-), 腫脹 (-), 出血 (-)	/
		経過良好のため抜糸	/

### 《解説》

注① 診療情報連携共有料（情共）

歯科診療を行うにあたり慢性疾患を有する患者または全身的な管理が必要な患者に対し、医科保険医療機関で行った検査の結果、投薬内容などの診療情報について、以下の事項を含んだ文書により提供を求めた場合に、連携先の保険医療機関ごとに患者1人につき、診療情報連携共有料（情共）120点を3月に1回算定できる。同一保険医療機関内の診療科ごとの算定はできない。

診療情報を求める文書の記載必要事項
患者の氏名、生年月日、連絡先
提供依頼の目的（必要に応じて）
診療情報の提供を求める医療機関名
診療情報の提供を求める内容（検査結果や投薬内容など）
診療情報の提供を依頼する保険医療機関名および担当医名

注② 糖尿病の患者で、別の保険医療機関から、歯科治療にあたり総合的医療管理が必要な患者であるとして診療情報提供料に定める様式に基づく文書により患者の全身状態や服薬状況などについて診療情報の提供を受け、必要な管理および療養上の指導などを行った場合、歯管に対して総合医療管理加算（総医）50点を加算できる。総医は歯管と同時に算定する。担当医からの情報提供に関する内容、医科の担当医の保険医療機関名などをカルテに記載するか、提供文書の写しを添付する。※施設基準の届出は不要

### ＜対象患者＞

糖尿病の患者、骨吸収抑制薬投与中の患者、感染性心内膜炎のハイリスク患者、関節リウマチの患者、血液凝固阻止剤投与中の患者、H I V感染症の患者

注③ 糖尿病の患者に対し、歯科治療時における患者の全身状態の変化などを把握するため、患者の血圧・脈拍・経皮的動脈血酸素飽和度を経時的に監視し、必要な医療管理を行った場合に歯科治療時医療管理料（医管）45点を1日につき算定する。カルテには管理内容および患者の全身状態の要点を記載する。※施設基準の届出が必要。

### ＜管理対象となる診療＞

- ・処置（P処、外科後処置、創傷処置を除く）
- ・手術
- ・歯冠修復・欠損補綴（形成、充形、修形、支台築造、支台築造印象、印象に限る）

### ＜対象となる疾病＞

高血圧性疾患、虚血性心疾患、不整脈、心不全、脳血管障害、喘息、慢性気管支炎、糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症、副腎皮質機能不全、てんかん、慢性腎臓病（腎代替療法を行う患者に限る）の患者、人工呼吸器を装着している患者、在宅酸素療法を行っている患者

### ＜歯科治療時医療管理料（医管）の施設基準＞

- ①十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療前、治療中および治療後における患者の全身状態を管理できる体制が整備されていること。
- ②常勤の歯科医師が2人以上配置されていることまたは常勤の歯科医師および常勤の歯科衛生士または看護師が1人以上配置されていること。
- ③患者の全身状態の管理を行うため、以下の十分な装置・器具等を有していること。
  - ・経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
  - ・酸素供給装置
  - ・救急蘇生セット
- ④緊急時に円滑な対応ができるよう、病院である別の保険医療機関との連携体制が整備されていること（医科歯科併設の病院は、医科診療科との連携体制が整備されていればよい）。

注④ 交付1回につき6種類以下の内服薬に投薬した場合は68点を算定する。後発医薬品のある2剤以上の全ての医薬品について一般名を記載した処方箋を交付した場合、1回につき7点を加算する。また1剤でも一般名処方を行った場合は5点を加算する。

\*実態に即してご請求ください\*



# 壁を越えた人的交流に新たな展開

## 4つのグループと貴協会「メディア懇談会」の存在



奥村 勝

Okumura Masaru

おくむら・まさる オクネット代表、歯科ジャーナリスト。明治大学政治経済学部卒業、東京歯科理工専門学校卒業。日本歯科新聞社記者・雑誌編集長を歴任、退社。さらに医学情報社刊雑誌の編集長歴任。その後、独立しオクネットを設立。「歯科ニュース」「永田町ニュース」をネット配信。明治大学校友会代議員(兼墨田区地域支部長)、明大マスコミクラブ会員。



「齲蝕予防領域」グループの会合の様子(1990年)。メンバーや講師による報告や発表の後、参加者による議論へ

2023年度も終わる時期になり、歯科界も新たなスタートを切ろうとしています。私も仕事柄、歯科大学、歯科理工学校、歯科衛生士学校、歯科関連企業などの新人生・新人社員との新たな交流が始まります。

### 「齲蝕予防領域」グループ

まず、「齲蝕予防領域」グループです。歯科分野の主な臨床領域は外科、補綴、歯周、小児、矯正などですが、異例といえ某歯科予防関係者、歯科衛生士、雑誌編集者などが個人

### 「マスコミ」グループ

次は、ある意味で法度の「マスコミ」グループです。現在の歯科記者会とは別に、私が書籍編集者、広告代理店営業部長、歯科書籍の卸・営業部長などから抜てきした有志による歯科マスコミのグループです。

### 「歯科界論客交流会」グループ

そして忘れてはならないのが「歯科界論客交流会」グループです。これは、人脈と縁による歯科医師と臨床と医政に強い関心を持つ人に声をかけてきた交流会です。

### 貴協会の「メディア懇談会」について

最後に、貴協会の「メディア懇談会」について触れます。元々貴協会は、歯科界から「組織として、保険診療



左は2008年3月18日に開催した第1回メディア懇談会の会場風景。正面右側は当時の中川勝洋会長

上げることで、これに参加したのが私の貴協会との付き合いの原点でした。参加は一般紙・歯科専門紙、記者・編集者を問わず、オープン形式での開催でした。一般紙と歯科専門紙では、関心を寄せる問題意識は類似していても、捉え方が違うケースがありました。また、貴協会会長の

## 理事会だより

2023年度 第19・20回 理事会

### ◆第19回理事会◆

1月26日(金)、午後8時00分～9時55分。会長、副会長5名、理事15名、監事1名、事務局5名の出席。

### 【情勢報告】①世代別

のマイナ保険証の利用率は65～69歳がもっとも多く、現役層が少ないことから、厚生労働省はマイナ保険証利用促進のため

### 【運動課題】「健康保

険証を廃止しないよう求める意見書」が八丈町で採択されたこと、報告を

### 確認。

【政策課題】5年に1度実施している「会員の意識と実態調査」の取り組みスケジュールを確認。

### 【保団連会議等】①第

25回保団連理事会(1月21日)の報告を確認。②保団連第51回定期大会の議事運営日程(案)などの報告を確認。

### 【能登半島地震につい

て】全国保険医新聞(2月5日号)に救援募金の郵便振替用紙を同封して支援することを確認。

### 【能登半島地震につい

て】被災状況が報告され、当協会としての支援

### 協会活動日誌

2024年2月

- |                                   |                            |
|-----------------------------------|----------------------------|
| 1 木 川田龍平議員との意見交換会                 | 会員無料相談、国会内集会、              |
| 2 金 第12回総務会議                      | 社保審査会(医師)                  |
| 3 土 第36回東京反核医師の会                  | 16 金 第10回政策委員会             |
| 総会・記念講演                           | 19 月 第10回地域医療部会            |
| 6 火 受託生保会議、第11回広報・ホームページ部会        | 20 火 拡大社保・学術部会、第10回社保・学術部会 |
| 7 水 第11回経営管理部会                    | 21 水 第11回院内感染防止対策講習会       |
| 8 木 第20回理事会、「保険でよい歯科医療を」全国連絡会世話人会 | 22 木 第21回理事会               |
| 9 金 第9回財政部会                       | 27 火 第5回歯科理工士問題検討委員会       |
| 13 火 第11回共済部会                     | 28 水 第10回組織部会              |
| 15 木 2023年分確定申告個別相談会、             | 29 木 第8回医事相談部会             |



# 改定ポジションペーパーを解説

## 医科歯科医療安全講習会



清末有宏氏



関谷秀樹氏

1月21日、東京保険医協会と合同で医療安全講習会を開催し、会場14人、WEB視聴98人の計112人が参加した。

テーマは「改定ポジションペーパーの検証」(医歯薬科学的根拠に基づく骨粗鬆症と薬剤関連連頭骨壊死の

2024年は、医療・介護・障害福祉のトリプル改定が実施されます。歯科外来診療環境体制加算(外来環)が安心・安全

また、かかりつけ歯科医機能強化型診療所(か強診)も名称が変更され、新たに施設基準の項目も追加されるようです。

歯科訪問診療に関しては、同日に同一建物で複数人に診療する場合の点数の細分化が行われ、人数が増えるほど点数は低くなるよう抑えられています。以前から施設への訪問が多く、在宅の訪問が少ないことが指摘されています。今回の改定には、多くの先生方に施設ばかりでは

「デノスマップ」を解説した。参加者からは「大変わかりやすかった」などの声があり、好評であった。

▼デノスマップで講演の模様を公開中

なお、当日の講演の様子は、デノスマップで公開している。当日参加できなかった先生は、ぜひ、ご覧いただきたい。

### 確定申告を前に「個別相談会」を開催

#### 協会顧問税理士2名が対応

協会は2月15日に確定申告個別相談会を開催し、6名の会員がそれぞれ1時間にわたり協会顧問税理士と個別に確定申告の相談を行った。

参加者からは「これで安心して確定申告ができる」「毎年自分で確定申告をしていたので心強い」「わからないことを一から相談できて良かった」などの感想が寄せられた。

## 通信員便り No.140

機関紙2月号について、通信員50名の便りの中から抜粋しました。

◆2月14日、2024年度診療報酬改定に関する中協「答申」が行われ、具体的な改定内容と保険点数が示されました。これについて、率直なご意見を。

- ・初・再診料はわずかな引き上げで困ります。
- ・あまりハードルが高いと経営に響きます。
- ・P処、歯管、外来環、か強診など毎回のように変更されているが、情勢にあわせて柔軟に変更しているかといえ、そうでないだろう。どちらかといえば、その場しのぎの変更と思われる。厚労省は5年程度を見据えたロードマップも示して説明するべきであろう。
- ・外来環とか強診をやっと申請したのに、はしごを外される思いです。
- ・新たな講習受講が必須となるのか気になる。
- ・改定のたびに複雑化が増して、理解・対応しきれません。

いろいろな状況を考え、変更するのは解るが、変わる頻度が早いし、また新しい要件を理解することは大変だ。もつとジーになるよう、それこそAIを活用して何とかならないものだろうか。

- ・歯科医師の仕事は、本当は外科医的な内容なのに、だんだん内科医的なほうばかりに点数がつけられていく気がする。
- ・実質的に下がるのではないかと心配。

◆2月号に、協会が実施した2023年度一学校歯科治療調査の結果を掲載しました。先生の身の回りの小・中・高生の患者さんを診て思うことはありますか。

- ・あまり小児を診ないので分かりません。
- ・診療所の立地環境と診療スタイルで子どもの受診が少ないから、あまり子どもの口腔内を診る機会がないが、う蝕は減ってきていると思う。(他)
- ・う蝕は本当に少ないけれど、歯列不正は多い。

◆2月号に、協会が実施した2023年度一学校歯科治療調査の結果を掲載しました。先生の身の回りの小・中・高生の患者さんを診て思うことはありますか。

- ・親の考え方や価値観によって口腔衛生の環境が異なる。目で子どもの口の中を見れば、その親の性格などが想像できる。本人が気づいていないだけで、親ガチャの子どもの多いと思う。
- ・小・中・高生の中に小さなう蝕を早期発見で治療せずにいると、20歳を超えてから悲惨な口腔内になる方が数パーセントはいるので、折角「マル青」があるので、矯正などができない子どもをどうしたらいいかと思っています。
- ・高校生の来院がほとんどありません。たまに来院する方は、結構、隣面カリエスが多いです。
- ・悪いところが少ない。
- ・口腔内がきれいな子が多いと感じました。
- ・高校生の口腔内の状態の悪さが気になる。
- ・虫歯は減りましたが、発育障害で歯並びの悪い子が増えたようです。それに伴い、矯正している子も増えました。ただ金銭などの問題で、矯正などができない子どもをどうしたらいいかと思っています。

## IT相談室

永田 康祐  
クレセル株式会社

ながた・こうすけ  
歯科専門にサイト制作、運用、コンサルティングを行い歯科関連サイトの運用は常時120件を数える。

前回から「Googleビジネスプロフィール」がどのようなものかお話ししていますが、今回は管理者の権限を第三者(歯科医院関係者、管理委託をしている業者以外)が取得すると、どのようなリスクが生じるのか考えます。

私が今まで受けた相談について、内容をもとに5項目に分類してみました。

## 「Googleビジネスプロフィール」の大きなリスク②

### 管理者権限が第三者に渡ると…?

(1) 誤った基本情報の表示  
第三者である不正使用者が管理者登録を行うと、正確ではない基本情報(住所、電話番号、営業時間など)が表示される可能性があります。これにより、患者さんの正しい情報発見が難しくなります。

(2) 予約や問い合わせの減少  
誤った情報が表示される

(3) 信頼性の損失  
誤った情報や不正確なレビューなどが掲載されることで、患者さんや関係者が歯科医院に対して信頼を失う可能性があります。

(4) 競合他社からの攻撃  
競合する歯科医院や悪意ある第三者がビジネスプロフィールを不正に変更し、自院に不利をもたらす可能性があります。

(5) 法的な問題  
不正使用は、法的な問題につながる可能性があります。商標や著作権の侵害、詐欺行為、悪意ある行為などが含まれる場合、法的手続きが検討される場合があります。

今回は、以上のような事態に陥らないために、どうすれば良いかを考え、この項を閉じたいと思います。

## 保団連情報サービスのご案内

保団連が運営する「保団連情報サービス」に登録すれば、他協会・医会が開催する研究会などにWeb参加できます。当会会員の先生も、ぜひ、ご登録を。

### 全国の保険医協会・医会開催のWeb研究会に参加できます!!

そのほか、「月刊保団連」「全国保険医新聞」の閲覧や、診療報酬関連情報などの収集もできます。右QRを読み取り、ご登録ください。





6月施行

# 2024年度 診療報酬改定 新点数説明会

ご予約はコチラ



## 第1回 新点数説明会 (要点の解説)

書籍「2024年改定の要点と解説」をもとに、診療報酬改定のポイントを解説します

3/26 火 18:30 ~ 21:00 (予定)

開場・協賛社による展示会: 16:30 ~

会場: 文京シビックホール 大ホール (定員: 1,802人)

## 第2回 新点数説明会 (在宅医療)

「在宅医療」に関わる内容を中心に介護保険も含め、改定ポイントを解説します

4/25 木 18:30 ~ 21:00 (予定)

開場・協賛社による展示会: 16:30 ~

会場: なかのZERO 大ホール (定員: 1,292人)

## 第3回 新点数説明会 (保険請求時の留意点)

疑義解釈や記載要領等を含め、6月からの保険請求の際の注意点を解説します

5/20 月 18:30 ~ 21:00 (予定)

開場・協賛社による展示会: 16:30 ~

会場: なかのZERO 大ホール (定員: 1,292人)

診療報酬改定の実施時期が2024年度から6月施行に変更されました。協会は診療報酬改定に伴い、新点数説明会を開催します。

診療報酬改定のために行われる本説明会は毎回好評で、多くの先生にご参加いただいております。参加は申し込み制です。ぜひご参加ください。

### 参加方法

ご希望の方は、右上のQRからお申し込みください。説明会当日のライブ配信はありません。なお、説明会の模様は後日、デンタルブック内でオンデマンド配信する予定です(配信開始予定: 第1回→4月上旬頃、第2回→5月上旬頃、第3回→5月下旬頃)。またデンタルブックに登録されていない方は、右下のQRからご登録ください。

参加費は、会員証1枚につき1名無料、2人目以降は1名につき1,000円です。ゴールドの会員証を必ずご持参ください。ご提示がない場合、入場にお時間がかかる場合やお断りする場合があります。紛失された場合は再発行(手数料1,808円)を承っております。発行まで1カ月程度かかるため、お早めにご連絡ください。例年、受付が大変混み合います。スムーズにご入場いただくためにも、必ずみなさまお揃いの上、ご来場ください。

### 「2024年改定の要点と解説」の発送

当日は、書籍「2024年改定の要点と解説」をテキストとして使用します。会員の方には、協会に登録いただいている送付先住所に3月25日(月)頃に1冊無料で送付しますので、説明会にご参加の際は必ずご持参ください。

また、追加で書籍が必要な場合は、会場で購入いただけます(1冊2,000円(税込))。なお、追加書籍の郵送をご希望の場合は、右のQRからお申し込みください(1冊3,000円(税+諸費用込))。



※書籍イメージ



追加の書籍  
お申し込みフォーム

### デンタルブックのご登録

もう一度新点数説明会を見たい…

新点数説明会のオンデマンド視聴は

電子書籍デンタルブックで! オンデマンド配信のみ  
※ライブ配信は  
ございません。

★ 改定に関する情報を配信中 ★

会員の70%が登録済みです!

東京歯科保険医協会の会員は **無料**  
新点数説明会開催後、当日の模様をオンデマンド配信予定です!



▲登録はこちらから

週3回のメールニュースで歯科の重要情報をGET!

件名: 改定情報速報!

研究会の案内も豊富で  
助成金などの情報も早くで  
とても助かります!

300を超える豊富な症例解説で保険請求がわかる!  
学術研究会などの動画もいつでも見られる!

### 未入会員の方のご参加

協会に未入会の先生は、1名につき30,000円でご参加いただけます。事前に入会して参加することも可能です。未入会で参加をご希望の方、または入会をご希望の方は、説明会の前日までに03-3205-2999(組織部)へお電話ください。

### 会場アクセス

【第1回新点数説明会 会場】

文京シビックホール 大ホール (住所: 文京区春日1-16-21)  
東京メトロ「後楽園駅」丸ノ内線(4a・5番出口) 南北線(5番出口) 徒歩1分  
都営地下鉄「春日駅」三田線・大江戸線(文京シビックセンター連絡口) 徒歩1分  
JR総武線「水道橋駅」(東口) 徒歩9分



文京シビックホール  
ホームページ



なかのZERO  
ホームページ

【第2・3回新点数説明会 会場】

なかのZERO大ホール (住所: 中野区中野2-9-7)  
東京メトロ東西線、JR中央線「中野駅」(南口) 徒歩8分

### 協賛社一覧 会場に一部メーカーによる展示ブースも!

株式会社アキラックス、株式会社ウィルアンドデンターフェイス、OEC株式会社、サンシステム株式会社、サンメディカル株式会社、株式会社ジーシー、デンタルシステムズ株式会社、株式会社トクヤマデンタル、パナソニック株式会社、株式会社ミック、株式会社モリタ、株式会社ヨシダ

(五十音順、2月26日時点)